

担当課リスト

事項	部局庁	担当課	連絡先
食料供給・農林水産業関係被害の状況について	大臣官房	文書課災害総合対策室	03-6744-2142
現在の状況(消費・安全局)	消費・安全局	総務課	03-6744-2136
熊本県における生乳流通の現状について	生産局	畜産部牛乳乳製品課	03-3502-5987
園芸作物関係の被害状況について		農産部園芸作物課	03-6744-2113
土地改良施設関係の状況について	農村振興局	防災課災害対策室	03-6744-2211
土地利用型作物、施設の被害状況等について	政策統括官	穀物課	03-3502-5959
		貿易業務課	03-6744-0585

平成28年4月26日

16時15分～

第一特別会議室

平成28年熊本地震に関する
農林水産省緊急自然災害対策本部
(第5回会合)
議事次第

- 1 開会
- 2 本部長御発言（大臣）
- 3 櫻庭食料産業局長からの報告
- 4 各局庁からの報告
- 5 閉会

農林水産省緊急自然災害対策本部の構成員

区 分	職 名
本 部 長	農林水産大臣
本 部 長 代 理	農林水産副大臣
〃	農林水産副大臣
副 本 部 長	農林水産大臣政務官
〃	農林水産大臣政務官
本 部 長 補 佐	農林水産事務次官
本 部 員	農林水産審議官
〃	大臣官房長
〃	大臣官房統計部長
〃	〃 総括審議官
〃	〃 総括審議官（国際担当）
〃	〃 技術総括審議官
〃	〃 危機管理・政策評価審議官
〃	消費・安全局長
〃	食料産業局長
〃	生産局長
〃	経営局長
〃	農村振興局長
〃	政策統括官
〃	農林水産技術会議事務局長
〃	林野庁長官
〃	水産庁長官

平成28年（2016年）熊本地震の 食料供給・農林水産業関係被害の状況

※農林水産省調べ

4月26日（火）12:00現在

1 食料供給（鳥栖等の集積所に配送した量）

17日（日）から22日（金）までの6日間で185万食を提供。最初の3日間はパン、カップ麺などカロリーを重視した支援を、次の3日間は被災者のニーズに応えるべく、缶詰やレトルト食品などバリエーションを増やした支援を実施。

また、被災自治体からの要請に応じて、米、保存用パンなどを提供。

23日（土）から25日（月）の3日間は、被災者のニーズに応じて、おかずとなる食品や子供・高齢者向けの食品で、保存性の高い食品を中心に20万食を提供。

・4月17日（日）～22日（金）（計185万食等）

パン 54万食、おにぎり 23万食、パックご飯 19万食
カップ麺 51万食、レトルト食品 8万食、ベビーフード 1万食
介護食品 1万食、缶詰 15万食、栄養補助食品 10万食
ビスケット 3万食
ほか米 116t、水 7万本、粉ミルク（アレルギー対応含む）2t等

・4月23日（土）～25日（月）（計20万食等）

カップ麺 1万食、レトルト食品 6万食、ベビーフード 0.3万食
介護食品 0.3万食、缶詰 5万食、栄養補助食品 2万食
ビスケット 6万食 ほか清涼飲料水 2万本

・上記のほか、ミニトマト（7,960箱（1箱3kg））を22日（金）から26日（火）の5日間で発送

26日（火）以降は、保存性の高い食品を中心に被災者のニーズに合わせて必要な食品を随時提供。

・4月26日（火）（計9万食を発送予定）

パックご飯 2万食、カップ麺 3万食、レトルト食品 2万食
缶詰 2万食

2 農業

(1) 園芸作物

一部の施設で被害があり、作物についても一部落果等の被害が発生。
引き続き調査を実施。

① 共同利用施設

- ・ 18の選果場で、外壁、選果ライン等の一部破損が発生
(熊本県17件、長崎県1件)

② 農業用ハウス

- ・ ハウス本体・高設栽培ベンチ・配管の損傷、燃油タンクの傾き等の被害が散見される状況

③ 作物

- ・ メロン、トマトの一部落果被害が発生
- ・ いちご、レタス等の一部枯死被害が発生

(2) 畜産

当初は生乳の廃棄が発生したものの、21日以降道路事情により集乳できない地域はなくなっている。施設等に被害が発生しており、引き続き調査を実施。

① 生乳

- ・ 発生直後は集乳できない地域が熊本県下で広がっていたものの、21日以降道路事情により集乳できない地域はなくなっている
- ・ 乳業工場の多くが操業を停止していたが、25日時点では、熊本県酪連の熊本工場（熊本市）及び熊本乳業（株）（熊本市）が操業停止中

② 酪農・肉用牛農家

- ・ 畜舎等の施設、設備が全壊又は一部損壊したほか、死亡牛も発生

(3) 土地利用型作物

大きな被害は報告されていないが、一部の施設で被害があり、引き続き調査を実施。

① 共同利用施設

- ・ カントリーエレベーター等で搬送設備の破損等の被害が発生

② 加工施設

- ・ 製粉工場等で配管の破損等の被害が発生

③ 作物

- ・ 麦の生産ほ場で地割れ、農地の液状化

(4) 土地改良施設

現在のところ大きな被害は確認されていないが、引き続き調査を実施。
また、変状があった施設については応急措置を実施。

① 国営造成ダム（実施中）

- ・ 点検対象 4 ダムのうち、3 ダムについては異常なし
- ・ 大蘇ダムは、ダムの天端に微細なクラックを確認

※現在、大蘇ダムは貯水していないため、下流への危険度は低い。

② 国営造成ダム（完了地区）

- ・ 点検対象 24 箇所は異常なし

③ 熊本県内のため池

- ・ 122 箇所のうち、108 箇所は異常なし、13 箇所はクラック等の変状あり（23 日の降雨後も被害情報なし）、1 箇所は調査中

※変状のあった箇所については、必要に応じて応急措置を実施するとともに、農研機構等の専門家が順次現地調査を実施

3 林野関係

地震直後から県と協力して、ヘリ調査、技術職員による現地調査を実施。引き続き調査を実施。

(1) 林地の荒廃

① 林地被害

- ・ 熊本県 226 箇所 福岡県 1 箇所 佐賀県 1 箇所
 長崎県 5 箇所 大分県 10 箇所 宮崎県 2 箇所

② 治山施設

- ・ 熊本県 4 箇所 大分県 5 箇所

(2) 林道施設等

- ・ 熊本県 85 路線 佐賀県 1 路線 大分県 8 路線
 宮崎県 19 路線

(3) 木材加工施設・流通施設、特用林産物施設

- ・ 熊本県 16 箇所 福岡県 3 箇所

4 水産関係

一部の施設に被害が発生したが、水産物の水揚げが開始され、熊本市内向け以外はおおむね順調に流通。

- ・ 熊本県の15漁港、長崎県の1漁港、大分県の1漁港において、防波堤等に被害
- ・ 共同利用施設（荷さばき所、製氷施設等）の一部破損
- ・ 飼育水槽の排水管破損によるアユの斃死
- ・ 民間事業者の錦鯉等養殖池が破損

5 卸売市場

- ・ 熊本県内の一部の地方卸売市場において施設に被害が発生。
 - ・ 熊本市田崎市場青果棟及び水産物棟において卸売場等の一部破損
 - ・ 他の市場においても、事務所被害等が発生

6 職員の現地派遣

- ・ 農林水産省職員を現地に派遣し、食料供給・物流の円滑化や被害状況の把握等農林漁業の早期復旧に向けた取組を実施。
 - ・ 九州農政局（764人）・九州森林管理局（182人）が熊本県に所在しており、職員が総力を挙げて震災対応を実施
 - ・ 物資調達・配送支援担当の責任者として、食料産業局長を九州農政局に派遣し、現場ニーズの把握や確実な提供の実現に向けた取組を実施。熊本県庁出向経験者等を派遣し、食料産業局長をサポート
 - ・ 生産局畜産部課長他1名を九州農政局に派遣し、被害調査・復旧支援を実施
 - ・ 農業土木技術職員6名（農村振興局1名、関東農政局1名、東海農政局1名、近畿農政局3名）を九州農政局に派遣し、早期復旧支援を実施
 - ・ 水産庁担当官2～3名を熊本県等に派遣し、被害状況の把握、漁業関係者等からの現地情報の収集等を実施
 - ・ 森林土木技術職員2名（林野庁2名）を熊本県に派遣し、災害復旧に向けた現地調査等を実施
 - ・ 九州森林管理局職員2名を熊本県へ派遣し、現地調査に協力。
 - ・ 政策統括官穀物課長、生産局野菜担当調整官を熊本県に派遣し、被害状況を把握

7 対応状況

被災者の皆様が円滑に農林漁業経営を再開できるよう様々な措置により支援。

- ・ 農林水産大臣を本部長とする「農林水産省緊急自然災害対策本部」を開催（計4回）
- ・ 農作物及び漁業等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金（農業共済・漁業共済）の早期支払等について通知を発出
- ・ 被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について通知を発出
- ・ 応急措置・復旧に係る農業振興地域制度・農地転用許可制度の取扱について通知を発出
- ・ 熊本県内の農協・漁協等に対し、共済金（JA共済・JF共済）の支払いや共済掛金の払込等について、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう通知を発出
- ・ 平成27年産収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の交付申請期日の延長をするため告示改正することとし通知を発出
- ・ 災害救助法が適用された熊本県内の被災者に対し、通帳、印鑑等を紛失した場合でも貯金者であることを確認して払い戻しに応じる等の適切な措置を講じるよう、農協・漁協組織に対し通知を発出
- ・ 農協・漁協を含む金融機関等における本人確認の柔軟な取扱い等を認める犯罪収益移転防止法施行規則の特例を措置
- ・ 平成28年熊本地震による災害を激甚災害に指定

等

4月25日（月）18:00時点

現在の状況（消費・安全局）

1 災害救助犬の受入れ

現時点で、海外からの災害救助犬の受入れについての照会なし。

2 動物検疫・植物検疫の緊急的対応

（1）動物検疫所

九州地区の全ての動物検疫所の職員・施設の被害なし。

（2）植物防疫所

九州地区の全ての植物防疫所の職員・施設の被害なし。

3 食品安全の危機管理対策

（1）関係省庁との連絡体制を確保。

（2）厚生労働省が関係自治体宛てに発出した通知に係る避難所での食中毒対策について、4月19日、当省が発行するメールマガジン「食品安全エクスプレス」において周知。

（3）医療班が避難所を巡回し、避難者の健康状態を確認中であり、現時点で食品安全に係る健康危害の報告なし。 ※南阿蘇村でノロウイルスの集団感染が発生。熊本県は食品由来とは考えていないとのこと。また、同県は避難所の消毒など感染の拡大防止措置を講ずるほか、HPやツイッターで手洗いの励行など注意喚起を実施。

4 食品表示制度の弾力的運用

- (1) 消費者庁と連名で、4月20日、食品表示規制の弾力的な運用を措置する旨を関係機関に通知。
- (2) アレルギー表示等の取扱いについて、4月22日、消費者庁及び厚生労働省と連名で関係機関に通知。
- (3) これらの通知について、消費者庁及び厚生労働省と連名でチラシを作成し、周知。

5 動物用医薬品・農薬の安定供給対策

(1) 動物用医薬品

化血研（熊本市、菊池市）では、製造設備に被害が生じ、製造を休止中。製造再開は未定（状況を4/21プレスリリース）。なお、配送センターに被害はなく、在庫を順次出荷していくとのこと。

(2) 農薬

農薬工業会・全国農薬協同組合等からの聞き取りによれば、

- ① 熊本県下に1農薬工場（井筒屋化学産業（株）：森林病虫害防除用農薬を製造）あるが、施設の被害はなし。
- ② 熊本県内にある倉庫を中心に、一部で商品の荷崩れ等による破損のほか、設備の被害や道路事情の悪化による配達トラブル等が発生しているところはあるものの徐々に改善している。

6 国内の病虫害防除対策・家畜衛生対策

(1) 病虫害防除対策

熊本県（合志市）、福岡県、大分県の職員・施設の被害なし。

(2) 家畜衛生対策

家畜保健衛生所については、家畜の疾病の発生防止や生活環境の保全のため、病性鑑定や死亡した家畜の処理等を実施。病原体所持施設である化血研については、5の（1）参照。学術研究機関である大分大学医学部（由布市）については、職員・施設の被害なし。

熊本県における生乳流通の現状について

28. 4. 26
生 産 局
畜 産 部

1. 酪農家からの集乳状況

- 発生直後は集乳できない地域が熊本県下で広がっていたものの、21日（木）以降、道路事情により集乳できない地域はなくなっているところ。

2. 熊本県内の乳業工場稼働状況

- ・ 熊本県酪連

- 熊本工場（熊本市）・・・操業停止。

- 生乳受入可能。（※）

- 菊池工場（菊池市）・・・20日（水）から操業再開。

- ・ 熊本乳業（株）（熊本市）・・・操業停止。

- ・ （株）弘乳舎（熊本市）・・・19日（火）から操業再開。

- ・ 球磨酪農協（球磨郡相良村）・・・操業中。

（※） 飲用乳・乳製品の製造はできないが、所有タンクでの生乳の受入後、他工場への移出が可能。

3. 県外の乳業工場への振り替え送乳の状況

- 操業中の県外乳業（九州明治：福岡県八女市、雪印メグミルク：福岡県福岡市、南日本酪農協：宮崎県都城市など）に向け、指定団体（九州生乳販連）の指示により、熊本から生乳を順次輸送中。

- 道路事情により輸送に時間を要していることから、移出用のローリーの数を増やしており、九州域外から手配したものが稼働中。

園芸作物関係の被害状況について

28. 4. 26
生 産 局

現時点で情報を把握している被害は以下のとおり。引き続き、詳細を確認中。

1. 共同利用施設

野菜・果樹の選果場の外壁、選果ライン等の一部破損が発生。

○熊本県 17件

○長崎県（みなみしまばらし南島原市） 1件

2. 農業用ハウス等

熊本県において、ハウス本体・高設栽培ベンチ・配管の損傷、燃油タンクの傾き等の被害が散見される状況。

3. 作物

- ・ メロン、トマトの一部落果被害が発生（熊本県^{う き}宇城地域、^{やつしろ}八代地域）
- ・ いちご、レタス等の一部枯死被害が発生（熊本県^{あ そ}阿蘇地域）

土地改良施設関係の状況について

4月26日（火）10:00 現在

農村振興局

【1. 国営造成ダム（事業実施中）】

- （1）点検対象は4箇所
- （2）3ダムについては二次点検の結果異常なし
- （3）大蘇ダムについては、二次点検の結果、ダムの天端に微細なクラックを確認。
現在、ダムは貯水していないため、下流への危険度は低い。
ダム工学の専門家、農研機構の研究者等による現地調査を21日に実施。クラックはダム天端から最大40cm程度の深さ（道路路盤）で止まっていることを試掘により確認。引き続き調査を実施。

【2. 国営造成施設（完了地区）】

- （1）点検対象は24箇所
- （2）一次点検及び二次点検の結果異常なし

【3. 地方公共団体等のダム・ため池施設】

都道府県名	ダム点検状況			ため池点検状況	
	点検対象箇所	1次点検	2次点検	点検対象箇所	緊急点検
熊本県	7箇所	異常なし	異常なし	122箇所	108箇所は異常なし 13箇所は変状あり 1箇所は調査中（*）
福岡県	9箇所	異常なし	異常なし	78箇所	異常なし
佐賀県	7箇所	異常なし	異常なし	19箇所	異常なし
長崎県	3箇所	異常なし	異常なし	49箇所	異常なし
大分県	30箇所	異常なし	異常なし	298箇所	異常なし
宮崎県	2箇所	異常なし	異常なし	4箇所	異常なし
鹿児島県	12箇所	異常なし	異常なし	12箇所	異常なし
九州計	70箇所			582箇所	

（*）道路が通行不能であり、調査が遅れている地区

- （1）熊本県の変状（クラック）の発生したため池については、安全上の観点から一定の水位まで低下させるとともに、ブルーシートによる保護等を実施（23日の降雨後も被害情報なし）
- （2）大切畑ため池について
 - ・16日（土）9:52に熊本県庁の3名の農業土木職員により、堤体の状況を確認済み。その後、九州農政局幹部（地方参事官）も現地確認済み。堤体からの漏水はなく、取水施設から放流を継続して水位を低下させたところ。農研機構の専門家による調査の結果、堤体、洪水吐のひび割れ等を確認。
 - ・現在のため池の貯水量はほぼゼロ。
- （3）下小森ため池第2（阿蘇郡西原村）
 - ・小規模（貯水量2万t）で底の浅い（堤体3m）ため池であるが、堤体の一部が決壊し、周辺農地に水が流出。人的被害はない。現在のため池の貯水量はほぼゼロ。19日に農研機構の専門家（農業土木）が現地調査を実施。

(4) 鬼ため池（熊本市）

- ・小規模なため池（貯水量 8 万 t）で堤体 7.4m のため池であるが、堤体が沈下（0.5m）したため、現在、強制放流を実施し、水位低下中。20 日に農研機構の専門家（農業土木）が現地調査を実施。

【4. 農地・農業用施設の被害状況】

(1) 国営かんがい排水事業実施中地区の水路等

- ・震度 4 以上を観測した 7 地区（筑後川下流、筑後川下流左岸防災、筑後川下流右岸防災、大野川上流、川辺川、西諸、大淀川右岸）について、異常なし。

(2) その他国営造成施設の水路等

- ・筑後川下流白石地区（佐賀県）でパイプラインの一部から漏水を確認。漏水箇所を特定するため、再度充水したところ、漏水は止まり、原因を特定できなかった。このため、改良区職員により毎日、目視による点検を行い、経過を観察する。
- ・菊池台地地区（熊本県）でパイプライン付帯施設（空気弁）から漏水を確認。19 日からの他局支援チームによる調査結果を踏まえ、査定前着工を検討・調整中。
- ・八代平野地区（熊本県）の県営排水機場周辺で液状化を確認。

(3) 国営干拓堤防等

- ・諫早湾干拓堤防、直轄海岸地区の玉名横島海岸保全事業所、有明海岸保全事業所の海岸堤防について、異常なし。

(4) 県管理の農地海岸

- ・熊本市、八代市、玉名市、宇城市、氷川町の 11 海岸で堤体の沈下、クラックを確認。

（海岸名）

飽託（ほうたく）海岸（※4/24 応急仮工事完了）、四番（よんばん）海岸、海路口（うじくち）海岸、受免（うけめん）海岸、和鹿島（わかしま）海岸、文政（ぶんせい）海岸、郡築（ぐんちく）海岸、昭和（しょうわ）海岸、金剛（こんごう）海岸、洲口（すぐち）海岸、日奈久（ひなぐ）海岸

(5) 市町村の集落排水施設

- ・益城町、大津町、玉名市の 3 市町で農業集落排水施設の被害を確認。
- ・大津町、玉名市については 23 日までに対応済。
- ・益城町については管路が一部破損しており、バキューム車等で対応中。

【5. 職員等の派遣状況】

日 時	内 容
4/18～24	・東海農政局 2 名、近畿農政局 4 名が現地に到着し、支援業務を開始。 ・22 日より本省から 1 名追加。
4/19～24	・農研機構の専門家（農業土木）6 名が現地調査を実施し、大切畑ダム、下小森ため池ほか 4 箇所のため池調査を実施。
4/21	・国営造成ダムの大蘇ダムについてはダム工学の専門家、農研機構の研究者、農村振興局農業土木職員等 7 名による現地調査を 21 日に実施。
4/25～	・支援業務については要員を一部交替。農村振興局 1 名、関東農政局 1 名、東海農政局 1 名、近畿農政局 3 名の計 6 名で支援業務を継続。

【6. 災害応急用ポンプの貸出状況】

日 時	貸出相手方	用途	ポンプ種別
4/25 (搬出)	通潤(つうじゅん)地区土地改良区 (熊本県山都(やまと)町)	・被災した用水路 の代替	水中ポンプ (φ150 mm、3台)

【7. その他の課題】

(1) 農振・農地転用許可の災害復旧時の取扱いの周知

- ・非常災害時の応急仮設住宅建設、電気、ガス等の公益的施設の復旧に係る開発行為や転用に関しては、農地法・農振法上の知事許可を要しないことを、改めて周知済み。

(2) 農地・農業用施設の災害復旧への支援

- ・農地・農業用施設の早期の復旧に向けて、九州農政局の技術職員による技術的助言や、災害査定の前に復旧工事の着手が可能となる「査定前着工制度」の周知等による、被災した市町村への支援を実施していく。
- ・4月18日付けで「災害復旧事業における査定前着工の積極的な活用について」を発出。
- ・4月22日に、地震災害の査定前着工の事例等をまとめたパンフレット「査定前着工制度の活用について」を県、関係市町村等に配布。